

## 平成 29 年度第 2 回大阪府立少年自然の家指定管理者評価委員会会議概要

- 〇 日 時：平成 30 年 3 月 8 日（木） 10：30～12：00
- 〇 場 所：大阪府庁新別館北館 1 階 会議室兼防災活動スペース 2
- 〇 委員出席：4 名（岡田委員長、植木委員、松本委員、西川委員）

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事（質疑要旨）

### （1）大阪府立少年自然の家 平成 29 年度指定管理者の業務状況の評価について

◆事務局から、平成 29 年度指定管理業務評価票案及びスケジュール等について説明

<質疑応答>

委員：アンケート結果で、アスレチックがないのが残念とあるが、今はないのか。

事務局：老朽化のため数年前から撤去しているが、来年度から指定管理者において簡単な遊具の設置を検討している。

委員：賠償責任保険には入っているか。（指定管理者：はい） こういう設備は、事故が起きた時が問題だから、入っていることが大事。

委員：（資料 6 の財務諸表について）前年度に比べて、固定資産の欄で現金預金の大半が有価証券に変わっている。ここ以外でも、給料や職員手当、手数料が減少していて、報償費が増えているが理由を教えて欲しい。

資料 4 の 1 の（3）①指定管理者の自己評価で、様々な投資・取組みをしたことが記載してあるが、ここでは、もっと顧客の需要に応じた取組みをしていることを前面に押し出すべきと考える。

閑散期の利用拡大について記載があるが、小・中・高以外への利用拡大に取り組んではどうか。ゼミ生がこちらを利用しているが、決め手は安さと言っていた。知られたら、もっと利用が増えると思う。浴室の利用について、利用者が少ないときは同じ浴室で男女入れ替え制でやっているようだが、これが若い女性に不評。コスト削減の取組みとして重要だが、この点を忌避して利用されないのでは残念なので、取扱いについて検討してほしい。

委員長：最近、風呂が使えないと野外活動は嫌だという人が多い。朝もシャワーが使えると喜ばれる。

委員：中学生や高校生も、入浴時間が短いと入浴しない子がいる。入浴時間が長いと喜ばれる。

委員：施設の本来目的が青少年育成のため酒類の提供が難しいことは理解できるが、青少年以外の層の利用という点では、お酒が飲めるかどうかは影響が大きい。今の取扱いはどうなっているのか。

事務局（指定管理者）：酒類は提供しているが、持ち込みはお断りしている。持ち込みの場合、尋常でない量のお酒を持ち込んで周囲に迷惑をかける例が散見されるため、当方からの提供に絞ってコントロールできるようにしている。

委員：一律に禁止するのではなく、持ち込む量を制限するとか、何らかの条件を付けてはどうか。

委員：量の制限なら、問題はないと思う。

事務局（指定管理者）：少年の利用と大人の利用が重なったときに、大人がお酒を飲んでいることについて苦情があることがある。

委員：小中学生の利用があるときは酒類不可としてはどうか。酒類の提供はしているのだから、持ち込みも初めからダメというのは止めた方がいいと思う。

委員長：持ち込み可能にすれば、自分の飲みたいものを持ってこれるという利点もある。

委員：施設の本来目的に沿った扱いをすることも施設の存在価値の一つだと思う。

委員：本来目的である子どもが使いなくなってはどうか、ということはあるので、限定的に考えてはどうか。

委員：顧客開拓でDMの送付があるが、小中学校なら担任への送付でいいと思うが、大学生に来るなら、利用した学生に直接送った方がいい。ゼミの教授に送っても、学生に伝わらないと思う。そのほかにも、ここではお昼に体育館が使えるとか、他の宿泊施設にはない利点をアピールしてはどうか。

委員：職員体制について、評価票では、人数だけ書かれているが、財務諸表での賃金は減少している。労務管理に関して、正職員、パート、アルバイトをどう働かせているのか、そういうことがもう少しわかるような資料を、次年度でいいので、添付してほしい。

#### 4 閉会